

宮代町広告付受付番号自動発券機システム提供者募集要領

宮代町では、窓口の混雑緩和や待ち時間の短縮による町民サービスの向上、経費の削減、地域経済の活性化及び行政情報の広報を目的として企業等の広告付きの受付番号自動発券機システム（自動発券機、受付した番号を表示する番号案内表示機及び周辺機器並びに町の行事等の行政情報、町内企業等の広告を映像放映によりPRする機能を有する機器をいう。以下「自動発券機システム」という。）を無償で提供及び設置、運営していただける広告事業実施事業者を募集します。

なお、広告の募集、映像の作成は自動発券機システム提供者が行うものとします。

1 募集内容

（１）設置機器及び用途

住民課の窓口において、証明書の交付、戸籍の届出、住民異動届等の順番を整理するためのシステムとし、行政情報及び企業等の広告を放映する。

（２）設置場所

別紙１の「仕様書」のとおり

（３）仕様等

別紙１の「仕様書」のとおり

（４）実施期間

自動発券機システムの運用開始日から原則５年間とする。

ただし、自動発券機システム提供者は自動発券機システムの運用開始日前に担当職員への操作研修及び機器調整を実施すること。

2 応募資格

応募できる事業主は単独の事業者とし、次の全ての要件を満たすこと。

- （１）契約案件の公告時に有効な物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- （２）過去２年以内に地方公共団体に対し自動発券機システムの無償提供の実績があること。
- （３）市町村税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （５）放映する広告について、広告内容を審査できる体制が整えられていること。
- （６）暴力団員等、暴力団の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接

な関係を有する者でないこと。

(7) 消費者金融又は事業者金融を営む者でないこと。

(8) 利殖を目的とした投資、投機のあつせん、勧誘、募集等を行う者でないこと。

(9) 自動発券機システムの不具合等、緊急時に速やかに点検及び修理を行うため、概ね1時間以内に設置場所に到着が可能である埼玉県内に本社又は支社若しくは営業所を有していること。

3 募集期間等

(1) 募集要領の配布

宮代町公式ホームページからPDFファイル等により配布する。

(2) 申込書等の提出

事業主は、令和6年12月18日（水）までに「広告付受付番号自動発券機システム申込書」（宮代町広告付受付番号自動発券機システムの無償設置及び運用に関する要綱様式第1号）及び会社概要（会社案内パンフレット可）を住民課へ持参又は郵送により提出すること。なお、持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、令和6年12月18日（水）必着のこと。

(3) 応募書類の提出

事業主は、令和6年12月25日（水）までに次の書類を住民課へ持参又は郵送により提出すること。なお、持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、令和6年12月25日（水）必着のこと。

ア 提案書（任意様式）正本1部及び副本5部

次の事項をもれなく記載すること。

(ア) 企画提案の概要

(イ) 行政情報の広報と民間企業の広告の方法

(ウ) 民間企業等の広告の募集方法

(エ) 民間企業等の広告の審査体制

(オ) 自動発券機システムの保守及び維持管理の体制（緊急時の対応を含む）

(カ) 自動発券機システムに関する町職員への研修体制

(キ) 他自治体の導入実績

(ク) 町にとっての経費節減効果等の考え方〔宮代町へお支払いいただける貸付料等の年額（貸付料（広告料の一部）及び民間企業広告に係るモニターの使用に伴う電気使用料相当額）〕

(ケ) 契約期間中の広告主が集まらない時の考え方

(コ) 契約終了時（5年後）における当該事業の考え方及び原状復帰の方法

(サ) その他独自の提案、工夫など

イ その他

- (ア) 提出後の企画提案等の内容の修正、変更等は認めない。
- (イ) 提出書類等に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (ウ) 提出書類等は、一切返却しない。

4 自動発券機システム設置提供者の選定方法及び結果

(1) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーション又はヒアリングにより、企画提案内容、業務実績、実現性等を総合的に評価し、自動発券機システム提供者を選定する。ただし、審査の結果、ふさわしい提案がない場合は、選定しないことがある。

(2) 選定結果について

広告付受付番号自動発券機システム提供者決定通知書（宮代町広告付受付番号自動発券機システムの無償設置及び運用に関する要綱様式第2号）により、申込者に通知する。なお、選定結果に対する問合せ及び異議には応じない。

5 契約の締結

審査結果に基づき、町と自動発券機システム提供者は協議のうえ、提案内容を反映した仕様書を作成し、契約を締結する。

6 スケジュール

内 容	期 間
質問受付期間（様式自由）	令和6年12月10日（火）まで
質問回答	令和6年12月16日（月）予定
申込書受付期間	令和6年12月18日（水）まで
応募書類の提出期限	令和6年12月25日（水）まで
プレゼンテーション又はヒアリング	令和7年1月中旬から下旬
選定結果の通知	令和7年1月下旬から2月上旬
契約の締結	令和7年2月中旬予定

7 自動発券機システム提供者の責務

- (1) 自動発券機システム提供者は、自動発券機システムの広告放映モニターで放映する企業等の広告等の内容について、一切の責任を負うものとする。
- (2) 自動発券機システム提供者は、広告の放映までに広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所用の処置を講じなければならない。
- (3) 自動発券機システム提供者は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

- (4) 自動発券機システム提供者は、自動発券機システム及び広告に起因して町に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 自動発券機システム提供者は、自動発券機システム及び広告に関する一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

8 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 応募資格を満たしていない場合
- イ 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性を害する行為があった場合

- (2) この募集の内容及び企画提案に係る質問については、令和6年12月10日

(火) までメールで受け付けし、回答については令和6年12月16日(月) までに申込者全員にメールで行う。

9 問い合わせ

〒345-8504

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番1号

宮代町住民課

電話番号 代表0480-34-1111 (内線319)

メールアドレス koseki@town.miyashiro.saitama.jp